

# 南九州市内に住宅の取得及びリフォームされる皆さまへ



南九州市では、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、本市内において住宅の取得等をされる方に補助を行います。

## 移住・定住促進対策補助金制度の概要（平成 29 年 4 月～）

補助金額は  
住宅取得経費（新築、購入、リフォーム）及び土地取得経費※の合計額の1割  
もしくは 下記項目の補助金額 の いずれか低い額 を交付します。

※土地取得に係る補助金の加算がある場合に限る

### 定住：市内居住者（50歳未満）

① 新築・建売購入・・・・・・・・・・20万円

[加算金] i) 市内建築業者※<sup>1</sup> 20万円

② 中古住宅購入・・・・・・・・・・20万円

[条件] 購入金額 200万円以上(土地代除く)

③ リフォーム※<sup>2</sup>・・・・・・・・・・20万円

[条件] 出身自治会※<sup>3</sup>回帰 かつ

リフォーム経費 200万円以上

[加算金] i) 市内建築業者※<sup>1</sup> 20万円

### 移住：市外居住者※<sup>4</sup>（転入者）

④ 新築・建売購入・・・・・・・・・・20万円

[加算金] i) 市内建築業者※<sup>1</sup> 20万円

ii) 土地取得（ア・イのいずれか）

ア) 南九州市分譲宅地 100万円

イ) その他（1/5補助） 50万円以下

⑤ 中古住宅購入・・・・・・・・・・20万円

[条件] 購入金額 200万円以上（土地代除く）

[加算金] i) 土地取得（1/5補助） 50万円以下

⑥ リフォーム※<sup>2</sup>・・・・・・・・・・20万円

[条件] リフォーム経費 200万円以上 かつ

出身自治会※<sup>3</sup>回帰でない場合は住宅の取得

[加算金] i) 市内建築業者※<sup>1</sup> 20万円

ii) 住宅・土地取得（1/5補助） 20万円以下

※1 市内に本社を有する建築業者等。

※2 雨漏り、外壁の補修、水周り(キッチン、浴室、トイレ)の取替え、増築、改築、バリアフリー化等。

注) 浄化槽設置補助、高齢者住宅改造補助等の補助制度を活用した場合は、その経費は除く。

注) リフォームで申請の場合は、施行前の写真が必要になります

※3 本人の父母又は配偶者の父母が居住している自治会。

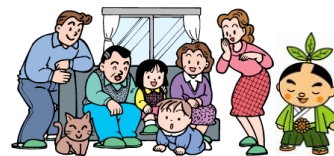
※4 市外に1年以上居住し、市内に転入しようとする者。

※ 加算金については、住宅取得経費等の合計額の1割には適用されません。

### ◆補助金交付の例◆

1. 市外居住者が土地（市分譲宅地以外）を取得し、新築住宅を取得した場合

（土地取得経費 500万円、新築工事経費 1千500万円、市内建築業者）



A 住宅取得等にかかった経費の1割

・2千万円 × 0.1 = 200万円

（土地代 500万円 + 新築工事経費 1千500万円）

B 上記項目の額（④新築・建売購入）

・定額 20万円 + 市内建築業者 20万円

+ 土地代 50万円 = 90万円

補助金交付額（AとBのうち低い額）・・・90万円

2. 市内居住者が住宅をリフォームし、出身自治会回帰した場合

（リフォーム経費 300万円、市内建築業者）

A 住宅取得等（リフォーム）にかかった経費の1割

・300万円 × 0.1 = 30万円

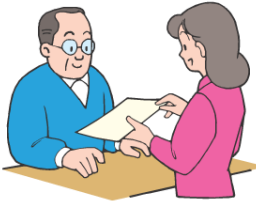

B 上記項目の額（③リフォーム）

・定額 20万円 + 市内建築業者 20万円 = 40万円

補助金交付額（AとBのうち低い額）・・・30万円

手続きの流れは裏面へ

[手続に必要な書類と手続の流れ]

手続	申請者	市
<p><b>1 補助金交付申請</b></p> 	<p>工事請負契約日又は建築確認申請日若しくは住宅売買契約日から<b>60日以内</b>に『移住定住促進対策補助金交付申請書』（第1号様式）に下記書類を添えて<b>企画課または各支所地域振興係</b>へ提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し</li> <li>(2) 土地売買契約書の写し</li> <li>(3) 土地の全部事項証明書</li> <li>(4) 世帯全員の住民票（謄本）</li> <li>(5) 出身自治会であることが確認できるもの（リフォームの場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者（又は配偶者）の戸籍抄本</li> <li>・申請者（又は配偶者）の父又は母の戸籍の附票</li> </ul> </li> <li>(6) 自治会加入確認書（第2号様式）</li> <li>(7) 位置図，配置図，平面図及び立面図又はリフォーム内容の分かる図面</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の収納確認の同意書</li> <li>・リフォーム住宅に係る同意書</li> <li>・リフォームの場合は施工前の写真</li> </ul> </li> </ol>	<p>リフォームの場合は、リフォーム/内容が分かる工事内訳書も添付して下さい。</p> <p>市外居住者で土地の取得があった場合、提出して下さい。全部事項証明書は、法務局で交付されます。</p> <p>本籍地のある市役所等で発行。※父母の戸籍附票交付に際しては委任状が必要な場合もあります。</p> <p>申請時が転居前の場合は、自治会長さんの確認は不要です。</p> <p>内容を審査し、適当と認めたら補助金の交付を決定し、『移住定住促進対策補助金交付決定通知書』（第3号様式）により申請者へ通知</p>
<p><b>2 完成報告</b></p> 	<p>住宅の所有権保存登記，所有権移転登記又はリフォームの完了後，30日以内に『完成報告書』（第6号様式）に下記書類を添えて<b>企画課または各支所地域振興係</b>へ提出</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅の登記事項証明書又は登記簿謄本（住宅取得の場合）</li> <li>(2) 住宅の全景写真又はリフォーム前後の写真</li> <li>(3) 世帯全員の住民票（謄本）</li> <li>(4) 自治会加入確認書（第2号様式）</li> <li>(5) 住宅取得経費等及び土地購入費の領収書の写し</li> <li>(6) その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱に対する誓約書</li> </ul> </li> </ol>	<p>自治会長さんの確認。</p> <p>内容を審査及び現地調査を行い，適当と認めたら補助金の交付額を確定し、『移住定住促進対策補助金交付確定通知書』（第7号様式）により申請者へ通知</p>
<p><b>3 補助金の請求</b></p>	<p>『請求書』（第8号様式）に下記の書類を添えて<b>企画課または各支所地域振興係</b>へ申請</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移住定住促進対策補助金交付確定通知書</li> </ol>	<p>請求書を確認し，指定の口座へ補助金を入金</p>

《注意事項》

- ★ 補助を受けた後，5年以内に転居された場合は補助金を返還していただきます。
- ★ 工事請負契約日又は建築確認申請日若しくは住宅売買契約日から**60日以内**の申請です。  
注）市外居住者は，転入後60日以内であれば，申請を受け付けます。
- ★ 自治会への加入と自治会活動への協力をお願いします。
- ★ 既に持ち家がある方は，対象になりません。  
（市外居住者が，市内に所有している出身自治会内の住宅をリフォームする場合を除く。）
- ★ リフォームの場合，現に居住している住宅については補助の対象外となります。



【本制度に関するお問い合わせ】  
南九州市役所 企画課 企画係 TEL:0993-83-2511